

消費者トラブルから高齢者を守る! (2015年2月発行)

友人の紹介でも、不要ならきっぱり断って!

「マルチ商法的」勧誘に注意!





定年退職した会社の友人に誘われ、健康食品の説明会へ行ったところ、商品の説明を受け、「体にとても良い」「会員になり、別の人を紹介したり、商品を販売したりすればボーナスがもらえる」と勧誘された。マルチ商法のようだが、大丈夫か。



- ★事例は、**健康食品**などの商品を紹介し、購入につながれば ボーナスが得られると言って販売組織に勧誘する、「マルチ商 法的」勧誘のトラブルです。
- ★昔からの仲間や家族からの紹介、誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。次は<u>あなたが勧誘する側になり、友</u>人などとの関係を壊してしまうこともあります。
- ★クーリング・オフができる期間は、マルチ商法の場合は、 20日以内です。お早めに消費生活センターへご相談ください。

被害にあわなりために!

- ◎親しい人からの紹介でも、いらない商品ならきっぱりと断りましょう。
- ◎少しでも疑問に思ったり、不安を感じたり したらすぐに消費生活センターに相談しま しょう!





名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階 <金融商品等特別相談窓口も開設>

平日 TEL 052-222-9671 土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分(土・日は電話相談のみ)